

2018年4月16日

理事（国際部担当）候補者の公募について

公益財団法人 国際研修協力機構

当機構は、以下の要領により、理事（国際部担当）の候補者を公募するので、お知らせいたします。

1 法人名

公益財団法人 国際研修協力機構

2 公益財団法人 国際研修協力機構の概要

技能実習制度は、開発途上国等の青壮年労働者を一定期間産業界に受入れ、我が国の進んだ技能・技術・知識の実習を通じて移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的として創設された国の制度である。

国際研修協力機構は、1991年の創設以来、技能実習生が我が国へ入国し、帰国するまでの各段階において、技能実習生自身とその母国の送出機関、本邦の監理団体・実習実施者が様々な関係法制度や公的サービスを円滑かつ適正に活用できるよう、その活動を支援する役割を果たしており、我が国が進める国際相互理解の促進及び開発途上にある地域に対する経済協力を目的とした公益事業の重要な一翼を担っている。

具体的には、次の事業を実施している。

- (1) 外国人研修生・技能実習生の円滑な送出し・受入れに関する情報の収集・提供、助言、支援
- (2) 外国人研修・技能実習制度の適正な推進に関する助言、支援
- (3) 外国人研修生・技能実習生に対する技能、技術又は知識の移転の成果向上に関する助言、支援
- (4) 外国人研修生・技能実習生に対する母国語相談、安全衛生・健康の確保等の保護に関する相談、助言
- (5) 外国人の研修・技能実習に関する広報・啓発活動
- (6) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

3 公募する役員候補者の役職

理事（国際部担当） 1名

4 任期

2020年6月下旬開催予定の定時評議員会終結の時まで。ただし、再任を妨げない。なお、理事就任予定日は2018年6月下旬である。

5 職務内容、必要な資質・経験、勤務条件等

別紙、職務内容書のとおり。

6 選考の視点

職務内容書において求められている人材像並びに資質・経験等を踏まえ、適格性を総合的に判断する。

7 選考方法

- (1) 役員候補者選出委員会が書類選考による第一次選考を行い、これを通過した者に対し、面接による審査を実施し、役員候補者を選出する。
- (2) 役員候補者は、当機構定款に基づき、評議員会により理事に選任される。なお、その後開催される理事会において業務執行理事等の選定が行われる。

8 応募方法

(1) 応募書類

当機構総務部企画調整課宛に次の①から⑥のすべての書類を書留郵送（封筒に「理事（国際部担当）応募書類」と朱書き）すること。なお、応募書類は返却しない。

①履歴書

日本工業規格（JIS）履歴書に、学歴（義務教育終了以降）、職歴、資格等の必要事項を記入し、写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付すること。

②職務経歴書

履歴書では記載しきれない職務経歴、具体的なキャリア、資格等をA4版の用紙にまとめるここと。

③自己アピール文書

2,000字程度で、応募の理由、自らが公募ポストに適任であると考える理由、就任後の抱負等をA4版の用紙にまとめること。

④略歴

過去の職歴等を公開可能なようにA4版の用紙1枚にまとめること。

⑤確認書（様式1）

⑥兼職届（様式2）

(2) 提出先

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング

公益財団法人 国際研修協力機構 総務部企画調整課

電話：03（4306）1105

(3) 応募期限

2018年5月1日（火）必着

9 その他

- (1) 応募に係る費用は全額応募者負担とする。
- (2) 審査の過程に関する質問については、一切、受け付けない。
- (3) 提出された応募書類に記載されている個人情報は本公募の選考資料としてのみ使用する。

以上

職務内容書

1 職務内容

(1) 求められる人材像

国際研修協力機構は、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを基本として、以下のことを使命に、我が国が進める国際相互理解の促進及び開発途上にある地域に対する経済協力を目的とした公益事業を推進している。

- ① 技能実習生の受入れを行おうとする、あるいは、行っている民間団体・企業等や諸外国の送出機関等に対し、総合的な支援・援助や事業の適正な実施のため助言・指導を行うこと
- ② 技能実習生・研修生の悩みや相談に応えるとともに、技能実習法令・出入国管理法令・労働関係法令等により保護された法的権利を確保するため助言・援助を行うこと
- ③ 制度の目的である技能実習の成果が上がり、国際的な人材育成が図られるよう監理団体・実習実施者、技能実習生、送出機関等を支援すること

当機構の使命・目的を達成するために、本部に、事務局（総務部及び各種の事業を実施する申請支援部、国際部、実習支援部、講習業務部）及び監査室を設置するほか、全国12の地域に地方駐在事務所を配置している。職員は、一般職員の他に、専門職員、外国人相談スタッフ等を配置している。

理事（国際部担当）は、専務理事を補佐し、開発途上国への制度普及、送出し国政府との定期協議等を通じて、技能実習生の円滑な送出しを支援するため、開発途上国等に関する専門的な知見を有するほか、国際部の業務運営に関する企画立案・総合調整を通じて、技能実習制度の円滑かつ適正な運営に向けた各種業務を推進していくける企画力、調整力、指導力、そして、熱意を有することが求められる。

(2) 職務内容

当機構の理事として、専務理事を補佐し、以下に掲げる主な業務を執行する。

- ① 開発途上国への制度普及に関する事項
- ② 技能実習希望者等に係る情報収集及び情報提供に関する事項
- ③ 送出し国政府との定期協議に関する事項
- ④ 研修生及び技能実習生の帰国後の状況等の調査・研究に関する事項
- ⑤ 送出機関の制度理解・適正化に関する事項

2 必要な資質・経験

- (1) 技能実習制度を支える公益財団法人としての当機構の社会的な責務・役割を十分に理解し、その適切な運営に積極的に取り組む意欲を有すること。
- (2) 中立性、公平性を担保して業務が遂行できるよう、当機構と業務上の利害関係を有しないほか、役員在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる高い倫理観を有すること。
- (3) 人格高潔で心身ともに健康であること。
- (4) 企業、法人、官庁等において管理職等として勤務した経験を有し、当機構の組織を管理する十分なマネジメント能力を有していること。
- (5) 団体・企業、関係行政機関等との円滑な渉外交渉を行い、調整ができる十分な経験と能力を有すること。
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでに規定する理事等の欠格事由に該当しないこと。

3 勤務条件

- (1) 勤務形態
常勤
- (2) 勤務場所
公益財団法人 国際研修協力機構
〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング
- (3) 報酬等
当機構「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」により支給する。
- (4) その他
当機構の規程等に定めるところによる。

以上

【様式 1】

年　月　日

公益財団法人 国際研修協力機構 御中

現住所

生年月日

氏　名

印

確認書

- 1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号、以下「認定法」という。）第 6 条第 1 号イからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。
- 2 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第 29 条第 1 項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を通知いたします。
- 3 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第 29 条第 2 項各号のいずれかに該当すると疑いがあり、認定法第 28 条第 1 項に規定する勧告又は第 3 項に規定する命令を受けた時は直ちにその旨を通知します。
- 4 私は、本日現在理事を務める他の公益法人の名称、役職名等をお届けします。
- 5 私は、4に基づき提出した「公益法人理事兼職届」の内容に変更がある場合並びに新たに他の公益法人の理事に就任したときは、遅滞なくその旨を通知します。
- 6 私が理事に選任された場合、私の氏名、生年月日及び現住所（住民票にて登録した住所）を内閣府及び所管の労働局に対して届け出ること、国の委託事業を受託する場合並びに内閣府が認定法 6 条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合があることについて、同意します。

以上

<参考> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（平成十八年六月二日法律第四十九号）

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項 及び第三十二条の十一第一項 の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
- 二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
 - 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の处分に違反しているもの
 - 四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの
 - 五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
 - 六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（勧告、命令等）

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

- 5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
- 一 第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） 許認可等行政機関
 - 二 第六条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警察庁長官等
 - 三 第六条第五号に規定する事由 国税庁長官等

(公益認定の取消し)

- 第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。
- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
 - 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。
- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 二 前節の規定を遵守していないとき。
 - 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の处分に違反したとき。
- 3 前条第五項の規定は、前二項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。
- 4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- 6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。
- 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

【様式2】

年 月 日

公益財団法人 国際研修協力機構 御中

公益法人理事兼職届

現住所

氏名

印

代表理事又は 執行理事	法人での 役職名	法人名	法人類型	住所	電話番号

(注) 公益法人理事の兼職がない場合は「該当なし」と記載してください。